

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日（金）第3506号の10



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則（※）

（青少年男女共同参画課取扱い） 1

- 鹿児島県会計規則の一部を改正する規則（※）（会計課取扱い） 2

訓 令

- 鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令（※）（健康増進課取扱い） 3
- 鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令（※）（危機管理防災課取扱い） 3

- 鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令（※）（危機管理防災課取扱い） 6

告 示

- 鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱の一部を改正する要綱（※）（監理課取扱い） 8
- 鹿児島県指定金融機関事務取扱要綱の一部を改正する要綱（※）（会計課取扱い） 8

監 査 委 員 告 示

- 鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程（※）（監査委員事務局取扱い） 9

規 則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第27号

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 農業開発総合センターに勤務する職員が種雄牛を御する作業（第1号の作業を除く。）に従事したとき。

第20条第1項中「危機管理局危機管理防災課，危機管理局消防保安課」を「危機管理防災局危機管理課，危機管理防災局消防保安課」に改める。

附 則

この規則は，平成31年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第28号

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県青少年保護育成条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同項第1号中「総務部県民生活局」を「総務部男女共同参画局」に改め、同条第2項中「第26条第2項」を「第26条の3第2項」に改め、同条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等）

第9条 条例第26条の2第2項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- (1) 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
 - (2) 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
 - (3) 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。
- 2 条例第26条の2第2項及び第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 当該保護者の住所、氏名及び電話番号
（公表の方法）

第10条 条例第26条の2第7項の規定による公表は、次に掲げる事項を鹿児島県公報へ掲載することその他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 条例第26条の2第6項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 公表の理由
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

別記第8号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に改め、同様式（表）中「第26条第1項」を「第26条の3第1項」に改め、同様式（裏）中「第26条」を「第26条の3」に、

- 「(6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所」を
- 「(6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所」に改める。
- (7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

附 則

- 1 この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第9条第1項第1号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第9条第2項に規定する証明書は、改正後の鹿児島県青少年保護育成条例施行規則第11条第2項に規定する証明書とみなす。

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第29号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則（昭和62年鹿児島県規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1本庁の表危機管理防災課の項中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改める。

別表第1収支かいの表北薩地域振興局の項中「庶務を担当する主幹」を「支所長代理」に改め、同表大隅地域振興局の項を次のように改める。

大隅地域振興局	出納員	総務企画部総務企画課、保健福祉環境部健康企画課、農林水産部農林水産総務課若しくは曾於畑地かんがい農業推進センター又は建設部建設総務課の庶務を担当する係長、大隅地域振興局総務企画部県税課曾於市駐在機関又は大隅地域
---------	-----	---

	税出納員	振興局建設部河川港湾課志布志市駐在機関の庶務を担当する主幹及び保健福祉環境部志布志支所の支所長代理 県税の出納事務を担当する課長及び大隅地域振興局総務企画部県税課曾於市駐在機関の県税の出納事務を担当する主幹
--	------	--

別表第1収支かいの表大島支庁の項中「及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関の県税徴収対策官」を削り、同表大島支庁徳之島事務所の項中「課長補佐」を「課長代理」に改め、同表フラワーセンターの項を削る。

別表第1物品出納員を設置するかい以外の出先機関の表大島児童相談所の項の次に次のように加える。

フラワーセンター	物品出納員	
----------	-------	--

別記第100号様式その1からその5まで及び別記第101号様式中

「 使 用 者 (貸付先)		を
」		
「 使用者及び 配置場所 (貸付先)		に
」		

改める。

別記第104号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

訓 令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長
鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成26年鹿児島県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 県民生活対策部	県民生活局長	を
」		
「 文化スポーツ対策部	文化スポーツ局長	に
男女共同参画対策部	男女共同参画局長	に
」		

改め、同表危機管理対策部の項を次のように改める。

危機管理防災対策部	危機管理防災局長
-----------	----------

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

鹿児島県災害対策本部長訓令第1号

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県災害対策本部長

鹿児島県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県災害対策本部規程（昭和38年鹿児島県災害対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「総括危機管理監」を「総括危機管理防災監」に、「危機管理局长，県民生活局长」を「危機管理防災局长，文化スポーツ局长，男女共同参画局长」に改める。

第3条の2中「別表第1の2に掲げる」を削る。

第5条第2項中「掲げるほか」を「掲げるもののほか」に改め，同条第3項中「者」の次に「（前項の規定に基づき置かれた対策部にあつては，本部長が指名する者）」を加える。

第6条第1項中「別表第1に掲げる」を「各対策部のうち危機管理防災対策部に本部連絡班を，その他の対策部に別に定める」に改め，同条第2項中「掲げるほか」を「掲げるもののほか」に改め，同条第3項中「別表第1に掲げる」を「別に定める」に改める。

第6条の2中「別表第1の3に掲げる」を「別に定める」に改める。

第6条の3中「別表第1の4に掲げる」を「別に定める」に改める。

第8条の見出し中「班」を「対策班」に改め，同条第1項中「別表第2に掲げる班」を「別に定めるところにより対策班」に改め，同条第2項中「班に」を「対策班に」に改め，同条第3項中「班長」を「対策班長」に，「，班」を「，対策班」に改める。

第9条の2を削る。

第10条を次のように改める。

（各対策部等の所掌事務）

第10条 各対策部及び各対策部の各班，地方連絡部並びに本部連絡員の所掌事務は，別に定める。

第10条の2を削り，第10条の3を第10条の2とする。

第13条第4項中「危機管理対策部長」を「危機管理防災対策部長」に改める。

第14条中「，各対策部にあつては別表第3，各支部にあつては別表第4に掲げるとおりとする」を「別に定める」に改め，同条ただし書中「及び各班長」を「，各班長及び各対策班長」に改める。

第15条第1項中「第14条」を「前条」に，「各対策部」を「別に定める各対策部」に改め，「（別表第3に掲げる所掌事務のうち部内各班の連絡調整に関することをその所掌事務とする班の班長をいう。次項において同じ。）」を削る。

第16条中「別表第5」を「別表第3」に改める。

第19条第2項から第4項までの規定中「危機管理対策部長」を「危機管理防災対策部長」に改める。

第21条第3項各号列記以外の部分中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改め，同項第1号中「危機管理防災課長」を「危機管理課長」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

対策部

対 策 部 名	対 策 部 長
危機管理防災対策部	危機管理防災局长
総務対策部	総務部長
文化スポーツ対策部	文化スポーツ局长
男女共同参画対策部	男女共同参画局长
企画対策部	企画部長
PR・観光戦略対策部	PR・観光戦略部長
環境林務対策部	環境林務部長
くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長

国体・全国障害者スポーツ大会対策部	国体・全国障害者スポーツ大会局長
出納対策部	出納局長
教育対策部	教育長
災害警備対策部	警察本部長
県立病院対策部	県立病院事業管理者
工業用水道対策部	工業用水道部長

別表第 1 の 2 から別表第 1 の 4 までを削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 7 条関係）

支部

支部の名称	管 轄 区 域	支 部 長
鹿児島支部	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡	鹿児島地域連絡協議会長
南薩支部	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市	南薩地域連絡協議会長
北薩支部	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡	北薩地域連絡協議会長
姶良・伊佐支部	霧島市，伊佐市，姶良市，姶良郡	姶良・伊佐地域連絡協議会長
大隅支部	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡	大隅地域連絡協議会長
熊毛支部	西之表市，熊毛郡	熊毛地域連絡協議会長
大島支部	奄美市，大島郡	大島地域連絡協議会長

別表第 3 及び別表第 4 を削る。

「県総危

民 機
務
生 管

別表第 5 中「総括危機管理監」を「総括危機管理防災監」に， 活対理 を

対 対
策
策 策

部部部」

「男文総危 「保 「く
女化 機 健 ら
共ス務管 福 し
同ポ 理 社 保
参 | 対防 に， 社 を 健 福
画ツ 災 対 社
対対策対 策 対
策策 策 策
部部部部」 部」 部」

に改め，同表を別表第 3 とする。

「く

別記第 2 号様式の表人的被害の項中 「危機管理対策部」 を 「危機管理防災対策部」 に、 「保健福祉対策部」 を 「福祉対策部」 に改め、同表住家の

被害の項、非住家の被害の項及び公共建物の被害の項中 「危機管理対策部」 を 「危機管理防災対策部」 に改め、同表衛生関係

の被害の項中 「保健福祉対策部」 を 「くらし保健福祉対策部」 に改め、同様式中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県国民保護対策本部長
鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県国民保護対策本部規程の一部を改正する訓令

鹿児島県国民保護対策本部規程（平成18年鹿児島県国民保護対策本部長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 4 項並びに第 4 条中「総括危機管理監」を「総括危機管理防災監」に改める。

第 6 条第 1 項中「別表第 1 に掲げる」を「各対策部のうち危機管理防災対策部に本部連絡班を、その他の対策部に別に定める」に改め、同条第 3 項中「別表第 1 に掲げる」を「別に定める」に改める。

第 7 条第 2 項中「別表第 2 に掲げる」を「別に定める」に改める。

第 8 条中「別表第 3 に掲げる」を削る。

第 9 条第 2 項及び第 3 項中「別表第 4 」を「別表第 2 」に改める。

第 10 条の見出し中「班」を「対策班」に改め、同条第 1 項中「別表第 4 に掲げる班」を「別に定めるところにより対策班」に改め、同条第 2 項中「班に」を「対策班に」に改め、同条第

3 項中「班長」を「対策班長」に，「，班」を「，対策班」に改める。

第13条から第15条までを次のように改める。

（各対策部等の所掌事務）

第13条 各対策部及び各対策部の各班，本部室並びに地方連絡部の所掌事務は，別に定める。

第14条及び第15条 削除

第18条ただし書中「及び各班長」を「，各班長及び各対策班長」に改める。

第19条第1項中「その旨を」の次に「別に定める」を加え，「（別表第5に掲げる所掌事務のうち部内各班の連絡調整に関することをその所掌事務とする班の班長をいう。次項において同じ。）」を削る。

第20条中「別表第6」を「別表第3」に改める。

第22条第2項から第4項までの規定中「危機管理対策部長」を「危機管理防災対策部長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

対策部

対 策 部 名	対 策 部 長
危機管理防災対策部	危機管理防災局長
総務対策部	総務部長
文化スポーツ対策部	文化スポーツ局長
男女共同参画対策部	男女共同参画局長
企画対策部	企画部長
P R ・ 観 光 戦 略 対 策 部	P R ・ 観 光 戦 略 部 長
環境林務対策部	環境林務部長
くらし保健福祉対策部	くらし保健福祉部長
商工労働水産対策部	商工労働水産部長
農政対策部	農政部長
土木対策部	土木部長
国体・全国障害者スポーツ大会対策部	国体・全国障害者スポーツ大会局長
出納対策部	出納局長
県立病院対策部	県立病院事業管理者
工業用水道対策部	工業用水道部長

別表第2（第9条関係）

支部

支部の名称	管 轄 区 域	支 部 長
鹿児島支部	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，鹿児島郡	鹿児島地域連絡協議会長
南薩支部	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市	南薩地域連絡協議会長
北薩支部	阿久根市，出水市，薩摩川内市，薩摩郡，出水郡	北薩地域連絡協議会長
始良・伊佐支部	霧島市，伊佐市，始良市，始良郡	始良・伊佐地域連絡協議会長
大隅支部	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，曾於郡，肝属郡	大隅地域連絡協議会長
熊毛支部	西之表市，熊毛郡	熊毛地域連絡協議会長
大島支部	奄美市，大島郡	大島地域連絡協議会長

別表第3から別表第5までを削る。

「県総危

民 機
務

総務分室及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関」を「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於市駐在機関」に改める。

第8条第2項中「収納代理金融機関等」を「収納代理金融機関又は指定代理金融機関」に改め、同条第3項中「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於総務分室及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関」を「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於市駐在機関」に改める。

第8条の2第2項及び第9条第2項中「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於総務分室及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関」を「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於市駐在機関」に改める。

第26条第2項中「指定金融機関別月計表」を「指定金融機関月計表」に、「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於総務分室及び大島支庁総務企画部県税課徳之島町駐在機関」を「大隅地域振興局総務企画部県税課曾於市駐在機関」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

監 査 委 員 告 示

鹿児島県監査委員告示第1号

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程を次のように定めた。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県監査委員	長野 信弘
同	大藪 豊
同	田之上耕三
同	桃木野幸一

鹿児島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程

鹿児島県監査委員事務局規程（昭和61年鹿児島県監査委員告示第1号）を次のように改正する。

第3条第19号中「県民生活局」を「文化スポーツ局及び男女共同参画局」に、「危機管理局」を「危機管理防災局」に改める。

第4条第2号中「県民生活局」を「文化スポーツ局及び男女共同参画局」に改める。

附 則

この規程は、平成31年 4 月 1 日から施行する。